

鳥取県告示第 455 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 6 月 28 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 3 月 28 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たんぼぼ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
瀧田 安代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町井古 35
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者等の福祉サービスを必要とする方に対して、利用者個人の能力に応じた作業訓練等、様々な社会福祉活動を通して、自立につなげるための支援に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。